

○内閣府令第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、無
尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲

げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第二十二條の二 無尽業法第三十五條の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(割合の算定)</p> <p>第二十二條の二 無尽業法第三十五條の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十二條の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(同法第三十五條の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第二十二條の十四において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(同法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第三項の規定</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(割合の算定)</p> <p>第二十二條の二 無尽業法第三十五條の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十二條の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(同法第三十五條の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第二十二條の十四において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(同法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第三項の規定</p>

定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた無尽会社の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十二条の五において同じ。）に金融庁長官により公表されている無尽会社（次条及び第二十二条の六第二項において「全ての無尽会社」という。）の数で除して行うものとする。

（無尽会社に対する意見聴取等）

第二十二条の三 無尽業法第三十五条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、無尽会社に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催しなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての無尽会社の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての無尽会社に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十二条の五及び第二十二条の六第二項にお

よりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた無尽会社の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十二条の五において同じ。）に金融庁長官により公表されている無尽会社（次条及び第二十二条の六第二項において「すべての無尽会社」という。）の数で除して行うものとする。

（無尽会社に対する意見聴取等）

第二十二条の三 「同上」

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての無尽会社の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての無尽会社に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十二条の五及び第二十二条の六第二項にお

て「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

【イ〜ハ 略】

三 【略】

2 無尽業法第三十五条の二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての無尽会社の説明会への出席の有無

三 全ての無尽会社の意見書の提出の有無

【四・五 略】

3 前項の書類には、無尽会社から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第二十二條の六 【略】

2 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二十二條の三第一項第二号の規定により全ての無尽会社に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての無尽会社に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 【略】

3 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五

いて「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

【イ〜ハ 同上】

三 【同上】

2 無尽業法第三十五条の二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての無尽会社の説明会への出席の有無

三 すべての無尽会社の意見書の提出の有無

【四・五 同上】

3 前項の書類には、無尽会社から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第二十二條の六 【同上】

2 【同上】

一 第二十二條の三第一項第二号の規定によりすべての無尽会社に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての無尽会社に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 【同上】

3 【同上】

<p>十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 役員が無尽業法第三十五条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>〔六〇九 略〕</p>	<p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 役員が無尽業法第三十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>〔六〇九 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(証券金融会社に関する内閣府令の一部改正)

第二条 証券金融会社に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(免許申請書の經由)</p> <p>第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第五百五十六条の二十四第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を經由して提出しなければならない。</p> <p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第一条の二 法第五百五十六条の二十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ若しくはホ又は第百五十六条の三十一第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>「六〇十五 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第三条の四 法第五百五十六条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(免許申請書の經由)</p> <p>第一条 法第五百五十六条の二十四第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を經由して提出しなければならない。</p> <p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第一条の二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第五百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>「六〇十五 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(報告又は資料の提出)

第三条の五 [略]

(報告又は資料の提出)

第三条の四 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(公認会計士等登録規則の一部改正)

第三条 公認会計士等登録規則(昭和四十二年大蔵省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(開業登録の申請手続)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付しなければならない。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 法第四条第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書</p> <p>九 「略」</p> <p>十 法第十八条の二第二号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類</p> <p>十一 「略」</p> <p>(登録の抹消に関する届出手続)</p> <p>第七条 公認会計士等が法第二十一条第一項各号のいずれか又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至ったとき(法第四条第六号</p>	<p>(開業登録の申請手続)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 法第四条第一号(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)及び第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書</p> <p>九 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十 「同上」</p> <p>(登録のまつ消に関する届出手続)</p> <p>第七条 公認会計士等が法第二十一条第一号から第三号まで又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至ったとき(法第四条第六号</p>

に該当するときを除く。)は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

(登録の抹消に関する協会の手続)

第十条 協会は、公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行なつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

に該当するときを除く。)は、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付しなければならない。

(登録のまつ消に関する協会の手続)

第十条 協会は、公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

(金融庁長官への通知)

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録のまつ消を行なつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第七号（日本産業規格 A 4）

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏 名 ⑩

続 柄

住 所

公 認 会 計 士
外国公認会計士 登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則第七条の規定により、届出を致します。

記

[表略]

様式第七号別紙（日本産業規格 A 4）

[表略]

(注意事項)

- 1 この届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人であるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。
- 2 この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で、届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを添付すること。
- 3 法第二十一条第一項第四号に該当するに至ったときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考と

様式第七号（日本産業規格 A 4）

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏 名 ⑩

続 柄

住 所

公 認 会 計 士
外国公認会計士 登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則第七条の規定により、届出を致します。

記

[同左]

様式第七号別紙（日本産業規格 A 4）

[同左]

(注意事項)

- 1 この届出書を提出する者が本人以外のものであるときは、本人の戸籍抄本を添付すること。

[加える。]

[加える。]

なる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

4・5 [略]

2・3 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記もある。

(銀行法施行規則の一部改正)

第四条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(許可申請書のその他の添付書類) 第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>【一・一の二 略】</p> <p>二 法人であるときは、役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>【二の二〇十四 略】</p> <p>(銀行代理業の許可の審査) 第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮す</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(許可申請書のその他の添付書類) 第三十四条の三十四 〔同上〕</p> <p>【一・一の二 同上】</p> <p>二 法人であるときは、役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>【二の二〇十四 同上】</p> <p>(銀行代理業の許可の審査) 第三十四条の三十七 〔同上〕</p>

るものとする。

「一〇三 略」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により銀行代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

「ハ〇チ 略」

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため銀行代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

「六・七 略」

(心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等)

第三十四条の六十四の六の二 法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取

り扱われている者
「ハ〇チ 同上」

五 「同上」

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

「六・七 同上」

「条を加える。」

2 法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により電子決済等代行業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第三十四条の六十五 法第五十二条の六十二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

第三十四条の六十五の二 [略]

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 [略]

2 [略]

3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〕四 略〕

五 役員が法第五十二条の六十二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロ

〔条を加える。〕

(割合の算定)

第三十四条の六十五 [同上]

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

〔一〕四 同上〕

五 役員が法第五十二条の六十二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、

<p>に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)</p> <p>「六〇九 略」</p>	<p>同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)</p> <p>「六〇九 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第五条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第五条の九の八 法第十六条の八第一項第四号イに規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第五条の九の九 第五条の九の十一 「略」</p> <p>(許可申請書のその他の添付書類)</p> <p>第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>【一・一の二 略】</p> <p>二 法人であるときは、役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七條第一項において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号イからニまでのいずれにも該当し</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第五条の九の八 第五条の九の十 「同上」</p> <p>(許可申請書のその他の添付書類)</p> <p>第二十五条の十四 「同上」</p> <p>【一・一の二 同上】</p> <p>二 法人であるときは、役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七條第一項において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号イからハまでのいずれにも該当し</p>

ないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのい
ずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
〔二の二〇十四 略〕

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定す
る許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項の規定
による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により長期信用銀行代理業を適正に行うに
当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで
きない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令
上これと同様に取り扱われている者

〔ハ〇チ 略〕

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため長期信用銀行代理業に
係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意
思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のあ
る者

ないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのい
ずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
〔二の二〇十四 同上〕

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同
様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取
り扱われている者

〔ハ〇チ 同上〕

五 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のあ
る者

<p>〔六・七 略〕</p> <p>(指定申請書の添付書類) 第二十五条の四十五 〔略〕</p> <p>2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 第五条の九の十第一項第二号の規定により全ての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等 〔二・三 略〕</p> <p>3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 〔一〇四 略〕</p> <p>五 役員が法第十六条の八第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面) 〔六〇九 略〕</p>	<p>〔六・七 同上〕</p> <p>(指定申請書の添付書類) 第二十五条の四十五 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 第五条の九の九第一項第二号の規定により全ての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等 〔二・三 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 役員が法第十六条の八第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面) 〔六〇九 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第六条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第十八条の二 法第三十四条第三号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第九十九条の十七 法第八十五条の十二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第九十九条の十八～第九十九条の二十 [略]</p> <p>(信用金庫代理業の許可の審査)</p> <p>第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>「一～三 略」</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>[条を加える。]</p> <p>第九十九条の十七～第九十九条の十九 [同上]</p> <p>(信用金庫代理業の許可の審査)</p> <p>第四百四十三条 [同上]</p> <p>「一～三 同上」</p>

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により信用金庫代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取られている者

〔ハ〕チ 略

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〕ロ 略

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため信用金庫代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

〔六・七 略〕

（心身の故障のため信用金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等）

第一百七十条の二の五の二 銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二

号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とす
る。

四 〔同上〕

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取られている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取られている者

〔ハ〕チ 同上

五 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

〔号の細分を加える。〕

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

〔六・七 同上〕

〔条を加える。〕

<p>2 銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用金庫電子決済等代行業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(指定申請書の添付書類) 第七十条の二十一 「略」</p> <p>2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 第九十九条の十九第一項第二号の規定により全ての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等 「二・三 略」</p> <p>3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 役員が法第八十五条の十二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>「六〇九 略」</p>	<p>(指定申請書の添付書類) 第七十条の二十一 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 第九十九条の十八第一項第二号の規定により全ての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等 「二・三 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 役員が法第八十五条の十二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>「六〇九 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第四十二条の二 法第十二条の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p style="text-align: center;">(割合の算定)</p> <p>第四十二条の二の二 法第十二条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第四十二条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第四十二条の十四において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこと</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">(割合の算定)</p> <p>第四十二条の二 法第十二条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第四十二条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第四十二条の十四において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬことと</p>

とされる事項並びに法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。) について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託業務を営む金融機関の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第四十二条の五において同じ。)に金融庁長官により公表されている信託業務を営む金融機関(次条及び第四十二条の六第二項において「全ての信託業務を営む金融機関」という。)の数で除して行うものとする。

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 法第十二条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託業務を営む金融機関に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての信託業務を営む金融機関の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての信託業務を営む金融機関に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四十二条の五及び第四十二条の

れる事項並びに法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。) について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託業務を営む金融機関の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第四十二条の五において同じ。)に金融庁長官により公表されている信託業務を営む金融機関(次条及び第四十二条の六第二項において「すべての信託業務を営む金融機関」という。)の数で除して行うものとする。

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 「同上」

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託業務を営む金融機関の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての信託業務を営む金融機関に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四十二条の五及び第四十二条

六第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

2 法第十二条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
 - 二 全ての信託業務を営む金融機関の説明会への出席の有無
 - 三 全ての信託業務を営む金融機関の意見書の提出の有無
- 「四・五 略」

3 前項の書類には、信託業務を営む金融機関から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第四十二条の六 「略」

2 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第四十二条の三第一項第二号の規定により全ての信託業務を営む金融機関に対して交付し、又は送付した業務規程等
- 二 全ての信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 「略」

の六第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

2 法第十二条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
 - 二 すべての信託業務を営む金融機関の説明会への出席の有無
 - 三 すべての信託業務を営む金融機関の意見書の提出の有無
- 「四・五 同上」

3 前項の書類には、信託業務を営む金融機関から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第四十二条の六 「同上」

2 「同上」

- 一 第四十二条の三第一項第二号の規定によりすべての信託業務を営む金融機関に対して交付し、又は送付した業務規程等
- 二 すべての信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 「同上」

<p>3 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 役員が法第十二条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>「六〇九 略」</p>	<p>3 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 役員が法第十二条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>「六〇九 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(貸金業法施行規則の一部改正)

第八条 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条の二の四 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 前項の「特定非営利活動貸付け」とは、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）として行われる貸付けであつて、次に掲げる<u>全ての要件に該当して行われるものをいう。</u></p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息（法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。）を含む。次項第四号及び第五条の六第一項において同じ。）の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。</p> <p>五 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく<u>全ての極度方式貸付けに係る契約に定められ</u></p>	<p>第一条の二の四 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 前項の「特定非営利活動貸付け」とは、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）として行われる貸付けであつて、次に掲げる<u>すべての要件に該当して行われるものをいう。</u></p> <p>〔一～三 同上〕</p> <p>四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息（みなし利息（法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。）を含む。次項第四号及び第五条の三の二第一項において同じ。）の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。</p> <p>五 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく<u>すべての極度方式貸付けに係る契約に定めら</u></p>

た最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）までの間保存すること。

5 第三項の「生活困窮者支援貸付け」とは、生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げる全ての要件に該当するものをいう。

〔一〇四 略〕

五 当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づく全ての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存すること。

6

〔略〕

れた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）までの間保存すること。

5 第三項の「生活困窮者支援貸付け」とは、生活困窮者を支援するための貸付けであつて、次に掲げる全ての要件に該当するものをいう。

〔一〇四 同上〕

五 当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存すること。

6

〔同上〕

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の三第二号、第五条の六第一項第三号ロ並びに第二項第一号及び第四号ロ、第五条の七第一項第一号、第五条の九第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号ロ、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 〔略〕

2 〔略〕

(登録申請書の添付書類)

第四条 〔略〕

2 〔略〕

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三の二第一項第三号ロ並びに第二項第一号及び第四号ロ、第五条の四第一項第一号、第五条の五第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号ロ、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 〔同上〕

2 〔同上〕

(登録申請書の添付書類)

第四条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

内に作成されたものに限る。)とする。

一 「略」

二 登録申請者、役員(法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の三第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。)及び重要な使用者の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員及び重要な使用者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者、役員及び重要な使用者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 登録申請者、重要な使用者又は貸金業務取扱主任者が法第六条第一項第二号に該当しない旨の官公署の証明書(当該登録申請者、重要な使用者又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書)

〔四〇十七 略〕

(心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者)

第五条の二 法第六条第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

一 「同上」

二 登録申請者、役員(法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。)及び重要な使用者の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員及び重要な使用者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者、役員及び重要な使用者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 登録申請者、重要な使用者又は貸金業務取扱主任者が法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書(当該登録申請者、重要な使用者又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書)

〔四〇十七 同上〕

〔条を加える。〕

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第五条の三 [略]

(心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者)

第五条の四 法第六条第一項第九号イ及び第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の五 [略]

第五条の六 法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合にあつては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該者の貸金業の業務が次に掲げる全ての要件に該当して行われることとする。

- 一 当該登録を受けた日以後行う全ての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

〔二・三 略〕

2 前項の「非営利特例対象法人」とは、次に掲げる全ての要件に該当する者をいう。

第五条の二 [同上]

〔条を加える。〕

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の三 [同上]

第五条の三の二 法第三条第一項の登録を受けようとする者が非営利特例対象法人である場合にあつては、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、前条に規定するもののほか、当該者の貸金業の業務が次に掲げるすべての要件に該当して行われることとする。

- 一 当該登録を受けた日以後行うすべての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

〔二・三 同上〕

2 前項の「非営利特例対象法人」とは、次に掲げるすべての要件に該当する者をいう。

一 「略」

二 純資産額（第五条の九第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。第二十六条の二十五の二第一項第一号及び第二十六条の二十七の二第一号において同じ。）が五百万円以上であること。

「三・四 略」

（登録の拒否の審査）

第五条の七 「略」

第五条の八 前条の規定にかかわらず、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を除く。第三項、第二十六条の二十五の二第二項及び第二十六条の二十九の二において同じ。）の申請を行う者が非営利特例対象法人（第五条の六第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。）である場合であつて、当該者の貸金業の業務が同条第一項各号に掲げる全ての要件に該当して行われることが確実と認められ、かつ、当該者が次に掲げる全ての要件に該当するときは、当該者が前条第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなして審査するものとする。

「一・二 略」

2 前項の場合における第四条第三項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自

一 「同上」

二 純資産額（第五条の五第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。第二十六条の二十五の二第一項第一号及び第二十六条の二十七の二第一号において同じ。）が五百万円以上であること。

「三・四 同上」

（登録の拒否の審査）

第五条の四 「同上」

第五条の四の二 前条の規定にかかわらず、財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を除く。第三項、第二十六条の二十五の二第二項及び第二十六条の二十九の二において同じ。）の申請を行う者が非営利特例対象法人（第五条の三の二第二項に規定する非営利特例対象法人をいう。以下同じ。）である場合であつて、当該者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げるすべての要件に該当して行われることが確実と認められ、かつ、当該者が次に掲げるすべての要件に該当するときは、当該者が前条第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなして審査するものとする。

「一・二 同上」

2 前項の場合における第四条第三項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自

動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。)ごとの貸付けの業務の経験者(営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。)各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五條の八第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 「略」

(純資産額)

第五條の九 「略」

(変更届出書の添付書類)

第八條 法第八條第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 「略」

二 役員(第二條第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六條第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類
イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略

動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。)ごとの貸付けの業務の経験者(営業所等ごとに在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。)各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五條の四の二第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 「同上」

(純資産額)

第五條の五 「同上」

(変更届出書の添付書類)

第八條 「同上」

一 「同上」

二 「同上」
イ 「同上」

〔1〕(3) 同上

(4) 法第六条第一項第二号に該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

〔5・6〕略

ロ 〔略〕

〔三〇八〕略

（従業者名簿の記載事項等）

第十条の九の二 法第十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一〇六〕略

七 第五条の七第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者（常勤の役員又は使用人であるものに限る。）に該当するか否かの別

〔2・3〕略

第二十六条の二十五の二 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の六第一項の規定により、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められる場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 前号に掲げる場合に該当し、届出を行った貸金業者が非営利特

(4) 法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

〔5・6〕同上

ロ 〔同上〕

〔三〇八〕同上

（従業者名簿の記載事項等）

第十条の九の二 〔同上〕

〔一〇六〕同上

七 第五条の四第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者（常勤の役員又は使用人であるものに限る。）に該当するか否かの別

〔2・3〕同上

第二十六条の二十五の二 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の三の二第一項の規定により、法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由があると認められる場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 〔同上〕

二 前号に掲げる場合に該当し、届出を行った貸金業者が非営利特

例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

2 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の八第一項の規定により、第五条の七第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなされて登録を受けている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 当該貸金業者が非営利特例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

二 当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に第五条の七第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた場合

三 当該貸金業者が第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

3 非営利特例対象法人である貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる全ての要件に該当して行われている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 特定非営利金融法人が非営利特例対象法人でなくなった場合又

例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

2 非営利特例対象法人である貸金業者が第五条の四の二第一項の規定により、第五条の四第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなされて登録を受けている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 当該貸金業者が非営利特例対象法人でなくなった場合又は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

二 当該貸金業者が当該登録の有効期間の満了の日以前に第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた場合

三 当該貸金業者が第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

3 非営利特例対象法人である貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げるすべての要件に該当して行われている場合において、法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

〔一・二 同上〕

三 特定非営利金融法人が非営利特例対象法人でなくなった場合又

は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合に於ては、同号に該当することとなつた年月日及び理由

「ハトト 略」

「五〇九 略」

第二十六条の二十六の二 第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

は当該貸金業者の貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた場合

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合に於ては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

「ハトト 同上」

「五〇九 同上」

第二十六条の二十六の二 「同上」

一 「略」

二 第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 非営利特例対象法人でなくなつた年月日又は貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の七第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由

〔五・六 略〕

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 法第二十四条の六の二第三号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 法人である場合においては、第五条の九第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額

一 「同上」

二 第二十六条の二十五の二第一項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 非営利特例対象法人でなくなつた年月日又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及びこれらの理由

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の四第一項第二号又は第三号に掲げる基準に適合することとなつた年月日及び理由

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた年月日及び理由

〔五・六 同上〕

(届出書に添付すべき書類)

第二十六条の二十七 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 法人である場合においては、第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額

及びその算出根拠を記載した書面)

ロ 個人である場合においては、第五条の九第一項第二号に規定する最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書（第五条第二項第三号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

三 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合

貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつたときには、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

〔四〇七 略〕

第二十六条の二十七の二 第二十六条の二十五の二第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる場合に該当し、法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、第二十六条の二十六の二に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

及びその算出根拠を記載した書面)

ロ 個人である場合においては、第五条の五第一項第二号に規定する最終事業年度に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書（第五条第二項第三号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

三 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合次に掲げる書類

イ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

〔四〇七 同上〕

第二十六条の二十七の二 「同上」

一 第二十六条の二十五の二第二項第一号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五条の九第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

二 第二十六条の二十五の二第二項第二号、第二項第一号又は第三項第三号に該当する場合 次に掲げる書面

イ 「略」

ロ 非営利特例対象法人でなくなつた事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の六第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の七第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の八第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

〔五・六 略〕

第二十六条の二十九の二 前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四条の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五条の六第一項の規定により法第六条第一項第十四号に

一 第二十六条の二十五の二第二項第一号に該当する場合 定款又は寄附行為及び第五条の五第一項第一号に規定する最終事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、純資産額及びその算出根拠を記載した書面）

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 非営利特例対象法人でなくなつた事実が確認できる書面又は貸金業の業務が第五条の三の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

三 第二十六条の二十五の二第二項第二号に該当する場合 第五条の四第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することとなつた事実が確認できる書面

四 第二十六条の二十五の二第二項第三号に該当する場合 第五条の四の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつた事実が確認できる書面

〔五・六 同上〕

第二十六条の二十九の二 前条第一項の規定にかかわらず、法第二十四条の六の九の規定により貸金業者が提出する事業報告書は、当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合にあつては別紙様式第八号の二、第五条の三の二第一項の規定により法第六条第一項第十四号に

規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三条第一項の登録を受けており、又は第五条の八第一項の規定により第五条の七第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

（主任者登録の申請）

第二十六条の五十二 「略」

2 「略」

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「号を削る。」

一 法第二十四条の二十七第一項第二号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

二 法第二十四条の二十七第一項第一号及び第三号から第八号まで

号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第三条第一項の登録を受けており、又は第五条の四の二第一項の規定により第五条の四第一項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて登録を受けている場合（当該貸金業者が特定非営利金融法人である場合を除く。）にあつては別紙様式第八号の三により作成しなければならない。

（主任者登録の申請）

第二十六条の五十二 「同上」

2 「同上」

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一 法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

二 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同項第二号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

三 法第二十四条の二十七第一項第三号から第八号までに該当しない

に該当しない旨を誓約する書面

三|| 「略」

4 「略」

5 第三項第二号の書面の様式は、別紙様式第十二号によるものとする。

(心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者)

第二十六条の五十二の二 法第二十四条の二十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(主任者登録の抹消)

第二十六条の五十六 金融庁長官は、法第二十四条の三十一の規定により主任者登録を抹消したときは、その理由を示して、その主任者登録の抹消に係る者又はその法定代理人、同居の親族若しくは相続人に通知しなければならない。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十六条の七十五 法第二十八条第二号イ及び第三十九条第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎

い旨を誓約する書面

四|| 「同上」

4 「同上」

5 第三項第三号の書面の様式は、別紙様式第十二号によるものとする。

「条を加える。」

(主任者登録の抹消)

第二十六条の五十六 金融庁長官は、法第二十四条の三十一の規定により主任者登録を抹消したときは、その理由を示して、その主任者登録の抹消に係る者、相続人、後見人又は保佐人に通知しなければならない。

「条を加える。」

通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

第二十六条の七十六 令第四条に規定する割合の算定は、当該割合の算定を行おうとする日における貸金業協会の協会員である貸金業者の数を直近に金融庁長官により公表された全ての貸金業者の数で除して行うものとする。

2 金融庁長官は、毎月末日における全ての貸金業者の数を調査集計し、その集計結果を可能な限り速やかに公表しなければならない。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十七条の二 法第四十一条の十三第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

〔一〕五 略〕

六 役員が法第四十一条の十三第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が外国人である場合には、別紙様式第十八号

(割合の算定)

第二十六条の七十五 令第四条に規定する割合の算定は、当該割合の算定を行おうとする日における貸金業協会の協会員である貸金業者の数を直近に金融庁長官により公表されたすべての貸金業者の数で除して行うものとする。

2 金融庁長官は、毎月末日におけるすべての貸金業者の数を調査集計し、その集計結果を可能な限り速やかに公表しなければならない。

〔条を加える。〕

(指定申請の添付書類)

第三十条 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 役員が法第四十一条の十三第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が外国人である場合には、別紙様式第

により作成した誓約書)

〔七〇十一 略〕

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第三十条の十七 法第四十一条の三十九第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(異議を述べた貸金業者の数に係る割合の算定)

第三十条の十七の二 法第四十一条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十条の二十九第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第四十一条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第四十一条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた貸金業者の数

十八号により作成した誓約書)

〔七〇十一 同上〕

〔条を加える。〕

(異議を述べた貸金業者の数に係る割合の算定)

第三十条の十七 法第四十一条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十条の二十九第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第四十一条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第四十一条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた貸金業者の数を当

を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。）に金融庁長官により公表されている貸金業者（次条及び第三十条の二十第二項において「全ての貸金業者」という。）の数で除して行うものとする。

（貸金業者に対する意見聴取等）

第三十条の十八 法第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、貸金業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

【イ〜ハ 略】

三 【略】

2 法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には

該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。）に金融庁長官により公表されている貸金業者（次条及び第三十条の二十第二項において「すべての貸金業者」という。）の数で除して行うものとする。

（貸金業者に対する意見聴取等）

第三十条の十八 【同上】

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

【イ〜ハ 同上】

三 【同上】

2 法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には

、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 全ての貸金業者の説明会への出席の有無
- 三 全ての貸金業者の意見書の提出の有無

〔四・五 略〕

- 3 前項の書類には、貸金業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第三十条の二十 「略」

- 2 法第四十一条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 第三十条の十八第一項第二号の規定により全ての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等
- 二 全ての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 「略」

- 3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〜四 略〕

- 五 役員が法第四十一条の三十九第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 すべての貸金業者の説明会への出席の有無
- 三 すべての貸金業者の意見書の提出の有無

〔四・五 同上〕

- 3 前項の書類には、貸金業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第三十条の二十 「同上」

2 「同上」

- 一 第三十条の十八第一項第二号の規定によりすべての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等
- 二 すべての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 「同上」

3 「同上」

〔一〜四 同上〕

- 五 役員が法第四十一条の三十九第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書

[印]

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第12号 (第26条の52関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏名 ⑩

誓 約 書

私は、貸金業法第24条の27第1項第1号及び第3号から第8号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第14号 (第26条の55関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

届出者 住 所

氏 名 ⑩

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

⑩)

[印]

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第12号 (第26条の52関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏名 ⑩

誓 約 書

私は、貸金業法第24条の27第1項第3号から第8号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第14号 (第26条の55関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

届出者 住 所

氏 名 ⑩

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

貸金業法24条の26第3項の登録を受けている者と届出人の関係	1. 相続人 2. 本人 3. <u>法定代理人</u> 4. <u>同居の親族</u>
[略]	

(記載上の注意)

[1～3 略]

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

[同左]	1. 相続人 2. 本人 3. <u>後見人</u> 4. <u>保佐人</u>
[同左]	

(記載上の注意)

[1～3 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第九条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式第1号（第19条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">業 務 に 関 す る 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>提出者（郵便番号 ）</p> <p>所在地</p> <p>電話番号（ ） —</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者又は管理人の役職氏名 印</p> <p>目 次</p> <p>[1～13 略]</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>[1・2 略]</p> <p>[1～13 略]</p>	<p>別紙様式第1号（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">業 務 に 関 す る 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>提出者（郵便番号 ）</p> <p>所在地</p> <p>電話番号（ ） —</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者又は管理人の役職氏名 印</p> <p>目 次</p> <p>[1～13 同左]</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>[1～13 同左]</p>

備考、表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第十二条の二 法第五条の四第三号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(心身の故障のため信用協同組合電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等)</p> <p>第一百十条の二十一の二 銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用協同組合電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>2 銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用協同組合電子決済等代行業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(保険業法施行規則の一部改正)

第十一条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 [略]</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p> [第一章～第十一章 略]</p> <p>第十二章 少額短期保険業者の特例</p> <p> [第一節～第五節 略]</p> <p>第六節 株主</p> <p> 第一款 少額短期保険主要株主(第二百十一条の七十一―第 二百十一条の七十三の二)</p> <p> [第二款・第三款 略]</p> <p> [第三編～第五編 略]</p> <p>附則</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第十五条の二 法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会 社法第三百三十一条第一項第二号(取締役の資格等)(同法第三百 三十五条第一項(監査役の資格等)及び第四百二条第四項(執行役 の選任等)において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で 定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当た って必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p>	<p>目次</p> <p>第一編 [同上]</p> <p>第二編 [同上]</p> <p> [第一章～第十一章 同上]</p> <p>第十二章 [同上]</p> <p> [第一節～第五節 同上]</p> <p>第六節 [同上]</p> <p> 第一款 少額短期保険主要株主(第二百十一条の七十一―第 二百十一条の七十三)</p> <p> [第二款・第三款 同上]</p> <p> [第三編～第五編 同上]</p> <p>附則</p> <p>「条を加える。」</p>

とする。

(株主総会参考書類)

第十五条の三 [略]

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第百六条の二 法第七十四条第六項の規定により読み替えて適用する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一条第一項第二号(取締役の資格等)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者)

第二百一十一条の七十三の二 法第二百七十二条の三十三第一項第二号

ハ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者等)

第二百一十四条の三 法第二百七十九条第一項第五号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適

(株主総会参考書類)

第十五条の二 [同上]

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第二百七十九条第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者等)

第二百九条の三 法第二百八十九条第一項第五号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第二百八十九条第一項第九号イ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第二百三十九条の二 法第三百八条の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

「条を加える。」

(割合の算定)

第二百三十九条の二の二 法第三百八条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた法第二条第四十二項に規定する保険業関係業者（当該申請により法第三百八条の二第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下単に「保険業関係業者」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百三十九条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている保険業関係業者（次条及び第二百三十九条の五第二項において「全ての保険業関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

(割合の算定)

第二百三十九条の二 法第三百八条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた法第二条第四十二項に規定する保険業関係業者（当該申請により法第三百八条の二第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下単に「保険業関係業者」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百三十九条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている保険業関係業者（次条及び第二百三十九条の五第二項において「すべての保険業関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

(保険業関係業者に対する意見聴取等)

第二百三十九条の三 法第三百八条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての保険業関係業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての保険業関係業者の説明会への出席の有無

三 全ての保険業関係業者の意見書の提出の有無

「四・五 略」

3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

(保険業関係業者に対する意見聴取等)

第二百三十九条の三 「同上」

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての保険業関係業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての保険業関係業者の説明会への出席の有無

三 すべての保険業関係業者の意見書の提出の有無

「四・五 同上」

3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第二百三十九条の五 [略]

2 法第三百八条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二百三十九条の三第一項第二号の規定により全ての保険業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 [略]

3 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

[一〇四 略]

五 役員が法第三百八条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)

[六〇九 略]

別紙様式第4号 (第15条の3関係)

(日本産業規格A4)

株主総会参考書類
[1〜4 略]

(指定申請書の添付書類)

第二百三十九条の五 [同上]

2 [同上]

一 第二百三十九条の三第一項第二号の規定によりすべての保険業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 [同上]

3 [同上]

[一〇四 同上]

五 役員が法第三百八条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)

[六〇九 同上]

別紙様式第4号 (第15条の2関係)

(日本産業規格A4)

株主総会参考書類
[1〜4 同左]

(記載上の注意) [略]

(記載上の注意) [同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>「一〇二の二 略」</p> <p>二の三 別紙様式第一号の二により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第二号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三 取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、監査役又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第二号により作成した誓約書）</p> <p>四 「略」</p> <p>五 別紙様式第五号により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第二号及び第四号から第十号までに該当しないことを当該取締役、監査役及び重要使用人が誓約する書面</p> <p>六 「略」</p> <p>七 会計参与設置会社であるときは、別紙様式第六号により作成した会計参与が法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条第三項各号に</p>	<p>第九条 「同上」</p> <p>「一〇二の二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、監査役又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第二号により作成した誓約書）</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 別紙様式第五号により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第四号から第十号までに該当しないことを誓約する書面</p> <p>六 「同上」</p> <p>七 会計参与設置会社であるときは、別紙様式第六号により作成した会計参与が法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条第三項各号に</p>

該当しないことを当該会計参与が誓約する書面

〔八〇十一 略〕

2
〔略〕

(資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出)

第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出（法
第四条第二項各号（第五号を除き、法第十一条第五項において準用
する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を行
おうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項
に規定する届出書（以下この条及び次条において「変更届出書」と
いう。）に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各
号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 取締役、監査役又は重要使用人に変更があった場合 新たに取
締役、監査役又は重要使用人となった者に係る次に掲げる書面

イ 第九条第一項第二号及び第二号の三から第五号までに掲げる
書面

ロ 〔略〕

〔四〇六 略〕

〔二・三 略〕

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

該当しないことを誓約する書面

〔八〇十一 同上〕

2
〔同上〕

(資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出)

第二十七条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 第九条第一項第二号及び第三号から第五号までに掲げる書面

ロ 〔同上〕

〔四〇六 同上〕

〔二・三 同上〕

第五十一条の二 法第七十条第一項第二号（法第七十二条第二項及び第六百六十七条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

[案を加える。]

別紙様式第1号の2（第9条第1項第2号の3・第27条第1項第3号関係）

[様式を加える。]

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

住 所

商 号

代表者の氏名

㊞

誓 約 書

当社取締役、監査役及び重要使用人は、資産の流動化に関する法律第70条第1項第2号に該当しないことを誓約します。

別紙様式第2号（第9条第1項第3号・第27条第1項第3号関係）

別紙様式第2号（第9条第1項第3号・第27条第1項第3号関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍の属する国にお

ける住所又は居所

日本における住所

役 職 名

氏 名

印

(通称)

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資産の流動化に関する法律第70条第1項第3号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第5号（第9条第1項第5号・第27条第1項第3号関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務（支）局長 殿

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍の属する国にお

ける住所又は居所

日本における住所

役 職 名

氏 名

印

(通称)

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資産の流動化に関する法律第70条第1項第2号及び第3号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第5号（第9条第1項第5号・第27条第1項第3号関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務（支）局長 殿

現住所
役職名
氏名 ㊞

誓約書

私は、資産の流動化に関する法律第70条第1項第2号及び第4号から第10号までに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

[略]

現住所
役職名
氏名 ㊞

誓約書

私は、資産の流動化に関する法律第70条第1項第4号から第10号までに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

[同左]

備考 表中の [] の記載は注記による。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(投資法人設立届出書の添付書類) 第百八条 「略」</p> <p>2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>「一・一の二 略」</p> <p>一の三 別紙様式第二号の二により作成した設立企画人（法人である場合を除く。次号、第三号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）</p> <p>三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号、第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを当該設立企画人及び設立時執行役員の候補者が誓約する書面</p> <p>〔四〇七 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(投資法人設立届出書の添付書類) 第百八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・一の二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 設立企画人（法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。）及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）</p> <p>三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第四号及び第五号（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>〔四〇七 同上〕</p>

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第百六十三条の二 法第九十八条第二号(法第五百五十一条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五条 法第百八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

「一〇四の二 略」

四の三 別紙様式第九号の二により作成した執行役員及び監督役員が法第九十八条第二号に該当しないことを誓約する書面

五 執行役員及び監督役員が法第九十八条第三号に該当しない旨の官公署の証明書(当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。)

六 別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第二号、第四号及び第五号(当該執行役員が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで)のいずれにも該当しないことを当該執行役員が誓約する書面

七 別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第百条第一号(法第九十八条第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。)か

「条を加える。」

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五条 「同上」

「一〇四の二 同上」

「号を加える。」

五 執行役員及び監督役員が法第九十八条第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書(当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。)

六 別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第四号及び第五号(当該執行役員が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第百条第一号から第五号まで(同条第一号の規定に基づく法第九十八条第二号及

ら第五号まで及びこの府令第六百六十四条各号（当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号（法第九十八条第二号から第五号までに係る部分に限る。）から第五号まで及びこの府令第六百六十四条各号）のいずれにも該当しないことを当該監督役員が誓約する書面
〔八〇十四 略〕

（登録事項変更の届出）

第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に
応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 執行役員又は監督役員に変更があった場合 新たに執行役員又は監督役員となった者に係る次に掲げる書面

イ 第二十五条第四号及び第四号の三から第八号までに掲げる書面

ロ 〔略〕

〔四〇六 略〕

別紙様式第2号の2（第108条第2項第1号の3関係）

（日本産業規格A4）

び第三号を除く。）及びこの府令第六百六十四条各号（当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号から第五号まで及びこの府令第六百六十四条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔八〇十四 同上〕

（登録事項変更の届出）

第二百十九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 第二十五条第四号及び第五号から第八号までに掲げる書面

ロ 〔同上〕

〔四〇六 同上〕

〔様式を加える。〕

年 月 日

〇〇財務（支）局長 殿

設立企画人 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、商号又
は名称及び代表者の氏名〕

誓 約 書

設立企画人及び設立時執行役員の候補者は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号に該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

設立企画人が法人である場合には、誓約書面中「設立企画人及び設立時執行役員の候補者」とあるのは、「設立時執行役員の候補者」とする。

別紙様式第3号（第108条第2項第3号関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

〇〇財務（支）局長 殿

氏 名

印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

別紙様式第3号（第108条第2項第3号関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

〇〇財務（支）局長 殿

氏 名

印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第9号の2 (第215条第4号の3関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

投資法人 住 所

商 号

執行役員名

印

誓 約 書

当投資法人執行役員及び監督役員は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号に該当しない者であることを誓約します。

別紙様式第10号 (第215条第6号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

氏 名

印

誓 約 書

私ことは、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

[様式を加える。]

別紙様式第10号 (第215条第6号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

氏 名

印

誓 約 書

私ことは、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します

約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第11号（第215条第7号関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第2号、第4号及び第5号並びに第100条第2号から第5号まで並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号並びに」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで及び」とする。

。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第11号（第215条第7号関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号、第100条第2号から第5号まで並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

備考 様式 [] の記載は必須ではありません。

(金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第五条 法第五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四条第二項第二号ロにおいて同じ。)の履歴書及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまで又は第五十六条の十四第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)及び住民票の抄本(本籍の記載のあるもの)に限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまで又は第五十六条の十四第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面</p>	<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四条第二項第二号ロにおいて同じ。)の履歴書及び住民票の抄本(本籍の記載のあるもの)に限り、又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)及び住民票の抄本(本籍の記載のあるもの)に限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面</p>

六 「略」

七 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち法第百五十六条の十四第一項第一号に該当する者のある会社に該当しない旨を誓約する書面

八 十二 「略」

(主要株主に係る認可の申請)

第十条 「略」

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（法第百五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この項において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人 次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあっては、当該書類に相当する書類）

〔1〕・〔2〕 略

(3) 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに

六 「同上」

「号を加える。」

七 十一 「同上」

(主要株主に係る認可の申請)

第十条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに

役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(i) 精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(ii) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

〔4〕(11) 略

二 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

(1) 〔略〕

(2) 前号ロ(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔3〕(4) 略

三 〔略〕

（営業所等の変更の届出）

第二十四条 〔略〕

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

〔加える。〕

〔4〕(11) 同上

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔3〕(4) 同上

三 〔同上〕

（営業所等の変更の届出）

第二十四条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 「略」

二 法第五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第五十六条の三第二項第三号に掲げる書類並びに第五号第三号及び第八号に掲げる書類

ロ 「略」

三 「略」

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十四条の二 法第五十六条の十四第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(免許申請書の添付書類)

第三十条 法第五十六条の二十の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一・二 略」

三 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

一 「同上」

二 「同上」

イ 法第五十六条の三第二項第三号に掲げる書類並びに第五号第三号及び第七号に掲げる書類

ロ 「同上」

三 「同上」

「条を加える。」

(免許申請書の添付書類)

第三十条 「同上」

「一・二 同上」

三 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員

イ|| 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ロ|| 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

四 [略]

五 国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに国内における代表者が第三号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

六 [略]

七|| 役員又は国内における代表者のうちに第三号イに該当する者のある者に該当しない旨を誓約する書面
八||十五 [略]

（資本金の額等の変更の届出）

第三十六条 [略]

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十条第十二号に掲げる書類

二 法第五十六条の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更
次に掲げる書類

が誓約する書面

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 [同上]

五 国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

六 [同上]

「号を加える。」

七||十四 [同上]

（資本金の額等の変更の届出）

第三十六条 [同上]

2 [同上]

一 法第五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十条第十一号に掲げる書類

二 [同上]

イ 第三十条第三号、第八号及び第十二号に掲げる書類

ロ [略]

三 法第五十六條の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更次に掲げる書類

イ 第三十条第五号及び第十二号に掲げる書類

ロ [略]

四 法第五十六條の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更第三十条第十号に掲げる書類

(認可申請書の添付書類)

第四十条 [略]

2 [略]

3 法第五十六條の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 [略]

二 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

[イ・ロ 略]

ハ 連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に連携清算機関等の事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。

）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が次のい

イ 第三十条第三号、第七号及び第十一号に掲げる書類

ロ [同上]

三 [同上]

イ 第三十条第五号及び第十一号に掲げる書類

ロ [同上]

四 法第五十六條の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更第三十条第九号に掲げる書類

(認可申請書の添付書類)

第四十条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

一 [同上]

二 [同上]

[イ・ロ 同上]

ハ 連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に連携清算機関等の事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。

）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が法第八

ずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(1) 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

ニ 「略」

ホ 連携清算機関等がその役員のうちハ(1)に該当する者のある者に該当しない旨を誓約する書面

ヘ ヽ フ 「略」

三 「略」

(変更の届出)

第四十五条 「略」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハまでに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号又に掲げる書類

二 法第五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 第四十条第三項第二号ハ、ヘ及びヌに掲げる書類

ロ 「略」

第十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

「加える。」

「加える。」

ニ 「同上」

「号の細分を加える。」

ホ ル 「同上」

三 「同上」

(変更の届出)

第四十五条 「同上」

2 「同上」

一 法第五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハまでに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号リに掲げる書類

二 「同上」

イ 第四十条第三項第二号ハ、ホ及びビリに掲げる書類

ロ 「同上」

<p>三 「略」</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>三 「同上」</p>	

(信託業法施行規則の一部改正)

第十五条 信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第七七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第七條の二 法第五條第二項第八号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信託業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者)</p> <p>第七條の三 法第五條第二項第九号イ及び同項第十号ハ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者)</p> <p>第七十二條の二 法第七十條第一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信託契約代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

2 法第七十条第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信託契約代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第八十条の二 法第八十五条の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

第八十条の二の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に

「条を加える。」

(割合の算定)

第八十条の二の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合

適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託会社等(法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。)に金融庁長官により公表されている信託会社等(次条及び第八十条の五第二項において「全ての信託会社等」という。)の数で除して行うものとする。

(信託会社等に対する意見聴取等)

第八十条の三 法第八十五条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、全ての信託会社等に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託会社等(法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。)に金融庁長官により公表されている信託会社等(次条及び第八十条の五第二項において「すべての信託会社等」という。)の数で除して行うものとする。

(信託会社等に対する意見聴取等)

第八十条の三 「同上」

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、すべての信託会社等に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

2 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 全ての信託会社等の説明会への出席の有無
- 三 全ての信託会社等の意見書の提出の有無

〔四・五 略〕

3 前項の書類には、信託会社等から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第八十条の五 「略」

2 法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第八十条の三第一項第二号の規定により全ての信託会社等に対して交付し、又は送付した業務規程等
- 二 全ての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 「略」

3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〜三の二 略〕

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

2 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 すべての信託会社等の説明会への出席の有無
- 三 すべての信託会社等の意見書の提出の有無

〔四・五 同上〕

3 前項の書類には、信託会社等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の添付書類）

第八十条の五 「同上」

2 「同上」

- 一 第八十条の三第一項第二号の規定によりすべての信託会社等に対して交付し、又は送付した業務規程等
- 二 すべての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 「同上」

3 「同上」

〔一〜三の二 同上〕

四 役員が法第八十五条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
 「五〇八 略」

別表第三（第四十八条第二項関係）

届出事項	[略]	
	記載事項	添付書類
法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合 一 該当者氏名 二 法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった年月日及び理由		
[略]		

別表第四の二（第五十一条の九第二項関係）

四 役員が法第八十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
 「五〇八 同上」

別表第三（第四十八条第二項関係）

届出事項	[同上]	
	記載事項	添付書類
一 該当者氏名 二 後見開始の審判又は保佐開始審判を受けた年月日 後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面		
[同上]		

別表第四の二（第五十一条の九第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
[略]	<p>法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合</p> <p>一 該当者氏名</p> <p>二 法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった年月日及び理由</p>	

別表第五（第五十三条第五項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
[略]	<p>法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合</p> <p>一 該当者氏名</p> <p>二 法第五条第二項第八号イの規定に</p>	

届出事項	記載事項	添付書類
[同上]	<p>一 該当者氏名</p> <p>二 後見開始の審判又は保佐開始審判を受けた年月日</p>	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面

別表第五（第五十三条第五項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
[同上]	<p>一 該当者氏名</p> <p>二 後見開始の審判又は保佐開始審判</p>	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面

[略]	
	<p>該当することとな った年月日及び理 由</p>

別表第八（第六十三条第二項関係）

[略]	届出事項	記載事項	添付書類
	<p>法第五条第二項第八 号イの規定に該当す ることとなった場合</p>	<p>一 該当者氏名 二 法第五条第二項 第八号イの規定に 該当することとな った年月日及び理 由</p>	

[同上]	
	<p>を受けた年月日</p>

別表第八（第六十三条第二項関係）

[同上]	届出事項	記載事項	添付書類
	<p>[同上]</p>	<p>一 該当者氏名 二 後見開始の審判 又は保佐開始審判 を受けた年月日</p>	<p>後見開始の審判又は 保佐開始の審判に関 する書面</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第十六条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。)及び令第十五条の四に規定する使用者(第四十七条第一項第二号、第五十</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。)及び令第十五条の四に規定する使用者(第四十七条第一項第二号、第五十</p>

一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第一号及び第二号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔ロ・ハ 略〕

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
個人であるときは、次に掲げる書類

〔イ・ハ 略〕

ニ 登録申請者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

〔四〇八 略〕

一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔ロ・ハ 同上〕

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

三 〔同上〕

〔イ・ハ 同上〕

ニ 登録申請者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

〔四〇八 同上〕

(心身の故障により金融商品取引業に係る業務を適正に行うことができない者)

第十三条の二 法第二十九条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により金融商品取引業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者)

第十四条の二 法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)及びホ(3)イ(これらの規定を法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

「条を加える。」

「条を加える。」

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 「同上」

〔一・二 略〕

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

(6) 当該金融商品取引業者が法人であるときは、法第二十九条の四第一項第二号（イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

(7) 当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

〔四〇九 略〕

〔2・3 略〕

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

〔加える。〕

〔加える。〕

〔四〇九 同上〕

〔2・3 同上〕

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条 〔同上〕

号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（二に係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が次のいずれかに該当することとなった事実を知った場合

イ 精神の機能の障害を有する状態となり金融商品取引業に係る業務の継続が著しく困難となった者

ロ 法第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

〔三〕十 略〕

十一 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者にあつては、次に掲げる場合

〔イ・ロ 略〕

ハ 主要株主が次のいずれかに該当することとなった事実を知った場合（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が法第二十九条の四第一項第五号への確認が行われていない者に該当することとなった事実を知った場合）

(1) 精神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となった者（当該状態となり株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が精

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）又は第四号（二に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔三〕十 同上〕

十一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号二(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号への確認が行われていない者に該当することとなった事実を知った場合）

〔加える。〕

神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となった者又は法第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

(2) 法第二十九条の四第一項第五号ニ(2)に該当する者

(3) 法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)又は(2)に該当する者

(4) 法人を代表する役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(i) 精神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となった者

(ii) 法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)(ロ)に該当する者

〔二〇七 略〕

〔二二〇 略〕

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔二〇七 同上〕

〔二二〇 同上〕

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 金融商品取引業者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該者が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

〔3〕(7) 略

〔二〕へ 略

九 第百九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

〔ハ〕ト 略

〔十〕十九 略

二十 第百九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「略」

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「同上」

(2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔3〕(7) 同上

〔二〕へ 同上

九 「同上」

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔ハ〕ト 同上

〔十〕十九 同上

二十 「同上」

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「同上」

(2) 当該主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)に該当することとなつた場合に於ては、該当することとなつた年月日及び理由

(3) 当該主要株主又は代理人(第百九十九条第十一号ハ(1)に規定する代理人をいう。(4)から(7)まで、次条第十六号イ並びに第二百八条の三十一第一項第十一号イ及び第二項第八号イにおいて同じ。)が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合に於ては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合に於ては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合に於ては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合に於ては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合に於ては、後見開始の審判若しくは保佐開始の審判又はこれらに類似する外国の法令上の手続を受けた年月日

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合に於ては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合に於ては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合に於ては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合に於ては、行政手続法第十五条の規定による

第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号中に該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

〔(1)～(4) 略〕

(5) 当該主要株主が第百九十九条第十一号ハ(4)に該当することとなった場合にあっては、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が第百九十九条第十一号ハ(4)(i)に該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

〔(7)～(11) 略〕

ハ 〔略〕

〔二十一～二十七 略〕

通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は成年被後见人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号中に該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

〔(1)～(4) 同上〕

(5) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなった場合にあっては、同項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔(7)～(11) 同上〕

ハ 〔同上〕

〔二十一～二十七 同上〕

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

「一〇六 略」

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

「削る。」

(1) (3) 「略」

ニ 「略」

八 第九十九条第二号(ロに係る部分に限る。)に該当する場合 次に掲げる書類

「号の細分を削る。」

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 「同上」

「一〇六 同上」

七 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) (4) 「同上」

ニ 「同上」

八 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは

イ
ハ
「略」

「九〇十五 略」

十六 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類
「削る。」

(1) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場

は保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ
ニ
「同上」

「九〇十五 同上」

十六 「同上」

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは

合にあつては、刑の根拠となつた外国の法令及びその訳文

(4) 当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)(ii)に該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1)～(3) 略

〔削る。〕

(4)・(5) 略

〔十七～十九 略〕

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

〔一～四 略〕

外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となつた外国の法令及びその訳文

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1)～(3) 同上

(4) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(5)・(6) 〔同上〕

〔十七～十九 同上〕

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 〔同上〕

〔一～四 同上〕

- 五 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- 六 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 七 「略」

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

- 一 「略」
- 二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類
「イ・ロ 略」
- ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類
〔1〕〔3〕 略
- 〔4〕 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- 〔5〕 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

- 五 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- 六 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 七 「同上」

(変更の届出)

第二百八条の二十二 「同上」

- 一 「同上」
- 二 「同上」
- 「イ・ロ 同上」
- ハ 「同上」
〔1〕〔3〕 同上
- 〔4〕 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- 〔5〕 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第五十七条の二十第一項第一号(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

三 「略」

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

「一」三 略」

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員
の氏名又は名称

ロ 当該役員が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

「ハ」ト 略」

「五」十 略」

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

(1) 「略」

「加える。」

三 「同上」

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 「同上」

「一」三 同上」

四 「同上」

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった役員
の氏名又は名称

ロ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

「ハ」ト 同上」

「五」十 同上」

十一 「同上」

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

(1) 「同上」

(2) 当該主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)に該当することとなつた場合に於ては、該当することとなつた年月日及び理由

(3) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合に於ては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合に於ては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合に於ては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合に於ては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合に於ては、後見開始の審判若しくは保佐開始の審判又はこれらに類似する外国の法令上の手続を受けた年月日

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合に於ては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合に於ては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合に於ては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合に於ては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、

届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号
チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を
命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当すること
となった事実を知つた場合 次に掲げる事項

〔(1)～(4) 略〕

(5) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(4)に該当すること
となった場合にあつては、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当すること
となった法人を代表する役員の氏名又は名称

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が第九十九条第
十一号ハ(4)(i)に該当することとなった場合にあつては、該当
することとなった年月日及び理由

〔(7)～(11) 略〕

〔十二～十八 略〕

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合
には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六
十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びそ
の理由

(7) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは
外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理
人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなつ
た場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理
由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)まで
いずれかに該当することとなった事実を知つた場合 次に掲げ
る事項

〔(1)～(4) 同上〕

(5) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当
することとなった場合にあつては、同項第二号イからリまで
のいずれかに該当することとなった法人を代表する役員の氏
名又は名称

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の
四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、
後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔(7)～(11) 同上〕

〔十二～十八 同上〕

2 〔同上〕

「一〇三 略」

四 次条第二号（第九十九条第二号口に係る部分に限る。）に該当する場合 次に掲げる書類

「号の細分を削る。」

イハ 略

「五〇七 略」

八 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

「削る。」

(1) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号

「一〇三 同上」

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロニ 同上

「五〇七 同上」

八 「同上」

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは

ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場合にあっては、刑の根拠となった外国の法令

(4) 当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあっては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)(ii)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

〔(1)～(3) 略〕

〔削る。〕

〔(4)・(5) 略〕

外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において刑に処せられた場合にあっては、刑の根拠となった外国の法令

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあっては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

〔(5)・(6) 同上〕

〔九・十 略〕

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 役員が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

〔三〇八 略〕

九 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔一〇七 略〕

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〇七 略〕

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

〔一〇七 略〕

〔九・十 同上〕

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔三〇八 同上〕

九 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔一〇七 同上〕

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

〔一〇七 同上〕

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合に次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十条の三第一項第一号又(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

〔四〇六 略〕

七 法第六十条の二第一項第九号に掲げる事項に変更があった場合

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

〔四〇六 同上〕

七 「同上」

次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

〔(1)～(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

(6) 法第六十条の三第一項第一号又(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～六 略〕

七 役員等が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

〔八～十二 略〕

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

〔加える。〕

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 「同上」

〔一～六 同上〕

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔八～十二 同上〕

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 「同上」

所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇十 略」

「号を削る。」

十一〇十五 「略」

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇七 略」

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面
「一〇十四 略」

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第

「一〇十 同上」

十一 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。） 後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

十二〇十六 「同上」

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 「同上」

「一〇七 同上」

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面
「一〇十四 同上」

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 「同上」

六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第三項第一号又(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

〔四〇六 略〕

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第九号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
〔加える。〕

〔四〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

(6) 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号又(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕六 略〕

七 役員等が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

〔八〕十一 略〕

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取

ロ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

〔加える。〕

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔八〕十一 同上〕

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 〔同上〕

引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇十 略」

「号を削る。」

十一〇十五 「略」

(適格機関投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百三十八条の二 法第六十三条第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、第三号又は第四号に掲げる書類は、同条第二項の規定による届出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

「イ〇ハ 略」

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等（法第六十三条第七項第一号ハに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書

「一〇十 同上」

十一 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。） 後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

十二〇十六 「同上」

(適格機関投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百三十八条の二 「同上」

一 「同上」

「イ〇ハ 同上」

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等（法第六十三条第七項第一号ハに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

面

二 個人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

ニ 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

〔三・四 略〕

2 〔略〕

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百三十九条 〔略〕

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一・二 略〕

三 法第六十三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

二 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

〔三・四 同上〕

2 〔同上〕

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百三十九条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

(6) 当該特例業務届出者が法人であるときは、法第六十三条第七項第一号ロ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

(7) 当該特例業務届出者が個人であるときは、法第六十三条第七項第二号ロ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四 「略」

〔3・4 略〕

（特例業務届出者の地位の承継の届出）

第二百四十一条 「略」

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ニ 略〕

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

〔加える。〕

〔加える。〕

四 「同上」

〔3・4 同上〕

（特例業務届出者の地位の承継の届出）

第二百四十一条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

へ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であること
を当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二 承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ニ 略〕

ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

へ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該承継した者及び重要な使用人が誓約する書面

〔三・四 略〕

3
〔略〕

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二 法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が第九十九条第二号イ又はロに該当す

へ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二 〔同上〕

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

へ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該承継した者及び重要な使用人が誓約する書面

〔三・四 同上〕

3
〔同上〕

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二 〔同上〕

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ又は第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イから

ることとなった事実を知った場合

〔三〇七 略〕

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 〔略〕

(2) 当該者が第九十九条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

〔三〇七 略〕

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 第九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

りまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔三〇七 同上〕

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 法第二十九条の四第一項第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 〔同上〕

(2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔三〇七 同上〕

四 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

「ハスト 略」

「五〇九 略」

2
「略」

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第二百四十二条の二 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二百四十一条の二第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

「削る。」

(1) (3) 「略」

ロ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

「ハスト 同上」

「五〇九 同上」

2
「同上」

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第二百四十二条の二 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) (4) 「同上」

二 第二百四十一条の二第二号（第九十九条第二号ロに係る部分に限る。）に該当する場合 次に掲げる書類
「号の細分を削る。」

イ^ハ 「略」

「三・四 略」

2 「略」

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 「略」

2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 法第六十四条の四第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 該当することとなった年月日及び理由

二 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げ

二 第二百四十一条の二第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ^ニ 「同上」

「三・四 同上」

2 「同上」

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 「同上」

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 「同上」

ロ 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

二 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げ

る事項

〔イ・ロ 略〕

三 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はホに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

四 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

五 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

六 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

七 法第六十四条の四第四号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

3 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定め

る事項

〔イ・ロ 同上〕

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はホに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

四 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

五 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

六 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

七 法第六十四条の四第三号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

3 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書

る書類を添付しなければならない。

「号を削る。」

一 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

二 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

三 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

4 法第六十四条の四第二号に規定する内閣府令で定める場合は、精神の機能の障害を有する状態となり外務員の職務の継続が著しく困難となった場合とする。

（外務員が退職する際の届出）

第二百五十三条 法第六十四条の四第四号の規定により届出を行おう

類を添付しなければならない。

一 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。） 後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

二 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

「項を加える。」

（外務員が退職する際の届出）

第二百五十三条 法第六十四条の四第三号の規定により届出を行おう

とする金融商品取引業者等は、当該外務員に法第六十四条の五第一項第二号に該当する事実がある場合には、当該届出の前に法第五十条第一項の規定に基づき、当該事実の詳細を記載した書面を管轄財務局長等に届け出なければならない。

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
二 個人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

ニ 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

〔三・四 略〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載

とする金融商品取引業者等は、当該外務員に法第六十四条の五第一項第二号に該当する事実がある場合には、当該届出の前に法第五十条第一項の規定に基づき、当該事実の詳細を記載した書面を管轄財務局長等に届け出なければならない。

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
二 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

〔三・四 同上〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 〔同上〕

した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十六条の四第二号ロ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

〔四・五 略〕

〔2・3 略〕

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「略」

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
「加える。」

〔四・五 同上〕

〔2・3 同上〕

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「同上」

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 該当することとなった年月日及び理由

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 「同上」

ロ 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

六 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

七 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

3 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔号を削る。〕

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号又ははりに該

六 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

七 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

3 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合に限る。） 後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号又ははりに該

当することとなった場合に限り。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

4 第二百五十二条第四項の規定は、法第六十六条の二十五において法第六十四条の四第二号の規定を準用する場合について準用する。

（登録申請書の添付書類）

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

当することとなった場合に限り。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

「項を加える。」

（登録申請書の添付書類）

第三百条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第十六条の三十第一項第三号イのいずれにも該当しない者である
ことを当該役員が誓約する書面

「三〇九 略」

「二〇四 略」

(心身の故障により信用格付業に係る業務を適正に行うことができない者)

第三百二条の二 法第六十六条の三十第一項第三号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用格付業に係る業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 「略」

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

「三〇九 同上」

「二〇四 同上」

「条を加える。」

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

があつた場合 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

〔(1)～(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の三十第一項第三号イのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十六条の三十第一項第三号（イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

〔三〇六 略〕

（登録申請書の添付書類）

第三百二十九条 法第六十六条の五十一第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 〔略〕

二 法人であるときは、次に掲げる書類

〔イ～ハ 略〕

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の五十三第五号イ(1)のいずれにも該当しない者であるこ

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

〔三〇六 同上〕

（登録申請書の添付書類）

第三百二十九条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ～ハ 同上〕

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

とを当該役員が誓約する書面

へ 「略」

三 個人であるときは、次に掲げる書類

「イ〜ハ 略」

ニ 登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 「略」

「四・五 略」

2 「略」

（心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者）

第三百三十二条の二 法第六十六条の五十三第五号イ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により高速取引行為に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百三十四条 法第六十六条の五十四第一項の規定により届出を行う高速取引行為者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に

へ 「同上」

三 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 「同上」

「四・五 同上」

2 「同上」

「条を加える。」

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百三十四条 「同上」

提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一・二 略〕

三 法第六十六条の五十一第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

〔(1)〜(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の五十三第五号イ(1)のいずれにも該当しない者であること
を当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十六条の五十三第五号イ(1)に係る部分に限る。
に該当しないことを誓約する書面

四 〔略〕

〔2〜5 略〕

(開始等の届出を行う場合)

第三百四十一条 法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)〜(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

四 〔同上〕

〔2〜5 同上〕

(開始等の届出を行う場合)

第三百四十一条 〔同上〕

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の

規定に係る部分に限る。)若しくはハ若しくは第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ(同条第五号イ(1)に係る部分を除く。)若しくはロ若しくは第七号又は次号イに該当することとなつた場合

二 役員が次のいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

イ 精神の機能の障害を有する状態となり高速取引行為に係る業務の継続が著しく困難となつた者

ロ 法第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

〔三〇八 略〕

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

〔イ〇二 略〕

ホ 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ(同条第五号イ(1)に係る部分を除く。)に該当すること

規定に係る部分に限る。)若しくはハ又は第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ若しくはロ若しくは第七号に該当することとなつた場合

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔三〇八 同上〕

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなつた場合にあっては、次に掲げる事項

となった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 〔略〕

(2) 当該者が前条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

〔(3)～(7) 略〕

〔へ・ト 略〕

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 前条第二号イ又はロに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ 当該役員が前条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

〔ハ・ト 略〕

〔六〇十一 略〕

2

〔略〕

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

(1) 〔同上〕

(2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔(3)～(7) 同上〕

〔へ・ト 同上〕

五 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔ハ・ト 同上〕

〔六〇十一 同上〕

2

〔同上〕

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>三 第三百四十一条第一号に該当する場合 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類</p> <p>「イ」ハ 略</p> <p>ニ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>「削る。」</p> <p>(1) (3) 略</p> <p>ホ 略</p> <p>四 第三百四十一条第二号（ロに係る部分に限る。）に該当する場合 次に掲げる書類</p> <p>「号の細分を削る。」</p> <p>イハ 略</p> <p>「五」七 略</p> <p>2 略</p>
<p>三 「同上」</p> <p>「イ」ハ 同上</p> <p>ニ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面</p> <p>(2) (4) 同上</p> <p>ホ 同上</p> <p>四 第三百四十一条第二号に該当する場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面</p> <p>ロ」ニ 同上</p> <p>「五」七 同上</p> <p>同上</p> <p>2 同上</p>	



(金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正)

第十七条 金融商品取引業協会等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(認可申請書の提出等) 第二条 「略」</p> <p>2 法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一、三 略」</p> <p>四 役員が法第六十七条の四第二項第二号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第二条の二 法第六十七条の四第二項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(あつせん委員となることができない者)</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第七十七条の二第二項(法第七十七条の三第四項において準用する場合を含む。次条及び第二十一条第一項において同じ。)に規定するあつせん委員となることができない。</p> <p>一 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(認可申請書の提出等) 第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一、三 同上」</p> <p>四 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>「条を加える。」</p> <p>(あつせん委員となることができない者)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>一 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の</p>

<p>な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>〔三〕六 略</p>	<p>決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>〔三〕六 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正)

第十八条 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
<p>(免許申請書) 第四条 「略」</p> <p>2 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 役員に関する次に掲げる書類</p> <p>「イ〇ハ 略」</p> <p>ニ 法第八十二条第二項第三号イからへまで又は第九十八条第四項第一号(免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、法第百五条の二において準用する同号)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>「五〇十一 略」</p> <p>3 「略」</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者) 第十一條の二 法第九十八条第四項第一号(法第百五条の二において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>(免許申請書) 第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p> <p>ニ 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>「五〇十一 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

(組織変更認可申請書)

第三十条 「略」

2 法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇五 略」

六 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

「イ〇八 略」

ニ 法第二十九条の四第一項第二号ロからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号(会計参与にあつては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号)又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

「七〇十四 略」

(認可申請書の添付書類)

第三十一条 法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一・二 略」

三 役員に関する次に掲げる書類

「イ〇八 略」

ニ 法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまで又は法第百二条の二十三第四項第一号の

(組織変更認可申請書)

第三十条 「同上」

2 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

「イ〇八 同上」

ニ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

「七〇十四 同上」

(認可申請書の添付書類)

第三十一条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〇八 同上」

ニ 法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを

いずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
〔四〇十 略〕

2
〔略〕

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第三十二条の三 法第二百二条の二十三第四項第一号に規定する内閣府
令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに
当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな
い者とする。

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を
取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 〔略〕

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない
い。

- 一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハマ
でに定める書類(申請者が外国の法人であることその他の理由に
より当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)
- イ 申請者が法人(地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。)で
ある場合 当該法人に関する次に掲げる書類

〔1・2〕 略〕

(3) 役員(会計参与を除く。以下(3)において同じ。)の履歴書
及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)並びに

当該役員が誓約する書面

〔四〇十 同上〕

2
〔同上〕

〔条を加える。〕

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を
取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1・2〕 同上〕

(3) 役員(会計参与を除く。以下(3)において同じ。)の履歴書
及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)並びに

役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(i) 精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(ii) 法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

〔5〕(13) 略

ロ 〔略〕

ハ 申請者が法人又は地方公共団体以外の者である場合 当該者に関する次に掲げる書類

〔1〕(2) 略

(3) イ(3)(i)又は(ii)のいずれにも該当しないことを当該者が誓約する書面

役員が法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

〔加える。〕

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

〔5〕(13) 同上

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しないことを当該者が誓約する書面

〔二〕四 略〕

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 〔略〕

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) 〔略〕

(2) 取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

〔(i)〕(iii) 略〕

(iv) 法第百八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五

条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与に関する次に掲げる書類

〔(i)〕(iii) 略〕

(iv) 法第百八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれ

〔二〕四 同上〕

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 〔同上〕

〔(i)〕(iii) 同上〕

(iv) 法第百八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(3) 〔同上〕

〔(i)〕(iii) 同上〕

(iv) 法第百八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

にも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

〔4〕～〔10〕 略

〔ハ〕～〔ホ〕 略

二 株式会社金融商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 法第百六条の十第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

〔i〕～〔iii〕 略

(iv) 法第百八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五十五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与に関する次に掲げる書類

〔i〕～〔iii〕 略

(iv) 法第百八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百五十五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

〔4〕～〔10〕 同上

〔ハ〕～〔ホ〕 同上

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔i〕～〔iii〕 同上

(iv) 法第百八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(2) 〔同上〕

〔i〕～〔iii〕 同上

(iv) 法第百八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

〔3〕(9) 略

〔ハ〕ホ 略

(合併認可申請書)

第九十五条 〔略〕

2 法第四百十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面(これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録)とする。

〔一〕五 略

六 吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

〔イ〕ハ 略

ニ 法第二十九条の四第一項第二号ロからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号(会計参与にあつては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号)又は法第九十八条第四項第一号(合併後金融商品取引所が株式会社金融商品取引所である場合にあつては、法第五十五条の二において準用する同号)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔七〕十四 略

(金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出)

第一百一十一条 〔略〕

2 法第四百四十九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に

〔3〕(9) 同上

〔ハ〕ホ 同上

(合併認可申請書)

第九十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上

ニ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔七〕十四 同上

(金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出)

第一百一十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があった場合 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

二 法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号（会計参与にあつては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号）又は法第九十八条第四項第一号（当該金融商品取引所が株式会社金融商品取引所である場合にあつては、法第五十五条の二において準用する同号）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 〔略〕

〔3・4 略〕

（自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条の四 〔略〕

- 2 法第五十五条の四において準用する法第四百九条第二項の規定により法第二百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 新たに役員に就任した者があった場合 次に掲げる書類

一 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

二 法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 〔同上〕

〔3・4 同上〕

（自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条の四 〔同上〕

一 〔同上〕

「イ」ハ 略

二 法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は法第百二条の二十三第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 「略」

3 「略」

(認可申請書の添付書類)

第百十五条 「略」

2 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一・二 略」

三 役員及び国内における代表者が法第百五十五条の三第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

「四」九 略

(心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができない者)

第百十六條の二 法第百五十五条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により外国市場取引に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に

「イ」ハ 同上

二 法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 「同上」

3 「同上」

(認可申請書の添付書類)

第百十五条 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 役員及び国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

「四」九 同上

「条を加える。」

行うことができない者とする。

(届出事項)

第一百八条 法第百五十五条の七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇四 略〕

五 役員又は国内における代表者が次のいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

イ 精神の機能の障害を有する状態となり外国市場取引に係る業務の継続が著しく困難となつた者

ロ 法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

〔六〇八 略〕

(届出事項)

第一百八条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 役員又は国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔六〇八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定社員登録規則の一部改正)

第十九条 特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(特定社員登録の申請手続)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 法第三十四条の十の十第五号の規定に該当しない旨の官公署の証明書</p> <p>五 「略」</p> <p>六 法第三十四条の十の十第十二号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類</p> <p>七 「略」</p> <p>(特定社員登録の抹消に関する届出手続)</p> <p>第六条 特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき(法第三十四条の十の十第九号に該当すると</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(特定社員登録の申請手続)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 法第三十四条の十の十第二号(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)及び第五号の規定に該当しない旨の官公署の証明書</p> <p>五 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>六 「同上」</p> <p>(特定社員登録の抹消に関する届出手続)</p> <p>第六条 特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき(法第三十四条の十の十第九号又は第十二号</p>

きを除く。)は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

別紙様式第4号 (第6条第1項関係) (日本産業規格A4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏 名 印
続 柄
住 所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第6条第1項の規定により、届出を致します。

【表略】 (日本産業規格A4)
別紙

【表略】
(注意事項)

に該当するときを除く。)は、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付しなければならない。

別紙様式第4号 (第6条第1項関係) (日本産業規格A4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏 名 印
続 柄
住 所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第6条第1項の規定により、届出を致します。

【同左】 (日本産業規格A4)
別紙

【同左】
(注意事項)

1 この届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人であるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。

2 この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で、届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを添付すること。

3 法第34条の10の10第12号に該当するに至ったときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

4・5 [略]

1 この届出書を提出する者が本人以外のものであるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。

[加える。]

[加える。]

2・3 [同左]

備考 表中の [] の記載は任意とする。

(金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正)

第二十条 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 業務（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 監督（第十五条・第十六条）</p> <p>第四章 雑則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）</p> <p>第二条 法第五十六条の三十九第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p style="text-align: center;">（割合の算定）</p> <p>第三条 法第五十六条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十六</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 業務（第六条―第十三条）</p> <p>第三章 監督（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条）</p> <p>附則</p> <p>「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">（割合の算定）</p> <p>第二条 法第五十六条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十六</p>

条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第五十六条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた金融商品取引関係業者(当該申請により法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下この章において同じ。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五条において同じ。)に金融庁長官により公表されている金融商品取引関係業者(次条及び第六条第二項において「すべての金融商品取引関係業者」という。)の数で除して行うものとする。

(金融商品取引関係業者に対する意見聴取等)

第四条 法第五十六条の三十九第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、金融商品取引関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

- 一 [略]
- 二 当該申請をしようとする者は、すべての金融商品取引関係業者

条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第五十六条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた金融商品取引関係業者(当該申請により法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下この章において同じ。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第四条において同じ。)に金融庁長官により公表されている金融商品取引関係業者(次条及び第五条第二項において「すべての金融商品取引関係業者」という。)の数で除して行うものとする。

(金融商品取引関係業者に対する意見聴取等)

第三条 [同上]

- 一 [同上]
- 二 当該申請をしようとする者は、すべての金融商品取引関係業者

に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第六条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

〔2・3 略〕

（指定申請書の提出）

第五条 「略」

（指定申請書の添付書類）

第六条 法第五十六條の四十第二項第五号に規定する内閣府令で定

めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第五十六條の三十九第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第十二条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 「略」

に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第五条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

〔2・3 同上〕

（指定申請書の提出）

第四条 「同上」

（指定申請書の添付書類）

第五条 「同上」

一 法第五十六條の三十九第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第十一条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 「同上」

<p>2 法第百五十六条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 第四条第一項第二号の規定によりすべての金融商品取引関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>3 法第百五十六条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、<u>第九条及び第十号</u>において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 役員が法第百五十六条の三十九第一項第四号に該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>六 〔略〕</p> <p>七 紛争解決委員（法第百五十六条の四十一第一項に規定する紛争解決委員をいう。<u>第十三条第二項第三号</u>において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに<u>第十五条</u>において「役員等」と</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>一 <u>第三条第一項第二号</u>の規定によりすべての金融商品取引関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、<u>第八条及び第九号</u>において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 役員が法第百五十六条の三十九第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、<u>同号イ及びロ</u>に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>七 紛争解決委員（法第百五十六条の四十一第一項に規定する紛争解決委員をいう。<u>第十二条第二項第三号</u>において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに<u>第十四条</u>において「役員等」と</p>
--	--

いう。)の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した
書面

八 役員等が、暴力団員等(法第五十六條の四十六に規定する暴
力団員等をいう。第十五條第一項第二号において同じ。)でない
ことを当該役員等が誓約する書面

九 [略]

第七條～第十七條 [略]

別紙様式 (第16條関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

(年 月 日から

第 期

年 月 日まで)

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号)

所在地

電話番号 () -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

いう。)の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した
書面

八 役員等が、暴力団員等(法第五十六條の四十六に規定する暴
力団員等をいう。第十四條第一項第二号において同じ。)でない
ことを当該役員等が誓約する書面

九 [同上]

第六條～第十六條 [同上]

別紙様式 (第15條関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

(年 月 日から

第 期

年 月 日まで)

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号)

所在地

電話番号 () -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目次	目次
[1～13 略] (記載上の注意) [1・2 略] [1～13 略]	[1～13 同左] (記載上の注意) [1・2 同左] [1～13 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正)

第二十一条 前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 役員が法第十条第一項第九号ロに該当しない旨の官公署の証明書(当該役員が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書)又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十三 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第十九条 〔略〕</p> <p>2 法第十条第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため前払式支払手段の発行の業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 役員が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(当該役員が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書)又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十三 同上</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第十九条 〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

別紙様式第5号（第16条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

（通称 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第10条第1項第9号ロに該当しないことを誓約し
ます。

（記載上の注意）

[略]

別紙様式第10号（第19条第3項関係） [略]

備考 添付の [] の記載は必須ではありません。

別紙様式第5号（第16条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

（通称 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第10条第1項第9号イ及びロに該当しないことを
誓約します。

（記載上の注意）

[同左]

別紙様式第10号（第19条第2項関係） [同左]

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第二十二條 資金移動業者に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 取締役等が法第四十条第一項第十号ロに該当しない旨の官公署の証明書(当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書)又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〇十七 略〕</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第九条 法第四十条第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなない者とする。</p> <p>2 金融庁長官は、法第四十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 取締役等が法第四十条第一項第十号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書)又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〇十七 同上〕</p> <p>(登録の拒否の通知)</p> <p>第九条 金融庁長官は、法第四十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。</p>

別紙様式第4号（第6条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

（通称 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第40条第1項第10号ロに該当しないことを誓約します。

（記載上の注意）

[略]

別紙様式第9号（第9条第2項関係） [略]

別紙様式第4号（第6条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

日本における住所

氏 名

（通称 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第40条第1項第10号イ及びロに該当しないことを誓約します。

（記載上の注意）

[同左]

別紙様式第9号（第9条関係） [同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

(資金清算機関に関する内閣府令の一部改正)

第二十三条 資金清算機関に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p>改正後</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条―<u>第四条</u>の二） 〔第二章〕第四章 略〕 附則 （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） <u>第四条</u>の二 法第六十六条第二項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条―<u>第四条</u>） 〔第二章〕第四章 同上〕 附則 「<u>条</u>を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正)

第二十四条 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 業務（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 監督（第十五条・第十六条）</p> <p>第四章 雑則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）</p> <p>第二条 法第九十九条第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p style="text-align: center;">（割合の算定）</p> <p>第三条 法第九十九条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第十五条第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 業務（第六条―第十三条）</p> <p>第三章 監督（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条）</p> <p>附則</p> <p>「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">（割合の算定）</p> <p>第二条 法第九十九条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第十四条第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提</p>

出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた資金移動業等関係業者（当該申請により法第九十九条第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五条において同じ。）に金融庁長官により公表されている資金移動業等関係業者（次条及び第六条第二項において「全ての資金移動業等関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

（資金移動業等関係業者に対する意見聴取等）

第四条 法第九十九条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、資金移動業等関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 [略]

出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた資金移動業等関係業者（当該申請により法第九十九条第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第四条において同じ。）に金融庁長官により公表されている資金移動業等関係業者（次条及び第五条第二項において「全ての資金移動業等関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

（資金移動業等関係業者に対する意見聴取等）

第三条 「同上」

一 [同上]

二 当該申請をしようとする者は、全ての資金移動業等関係業者に
対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、そ
の最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を
記載した書面及び業務規程（次条及び第六条第二項において「業
務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

「2〜4 略」

（指定申請書の提出）

第五条 「略」

（指定申請書の添付書類）

第六条 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣
府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第九十九条第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業
年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業
年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指
定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が
当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第
一号に規定する法人をいう。第十二条第三項第三号において同じ
。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準
ずるもの）

二 当該申請をしようとする者は、全ての資金移動業等関係業者に
対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、そ
の最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を
記載した書面及び業務規程（次条及び第五条第二項において「業
務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

「2〜4 同上」

（指定申請書の提出）

第四条 「同上」

（指定申請書の添付書類）

第五条 「同上」

一 法第九十九条第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業
年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業
年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指
定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が
当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第
一号に規定する法人をいう。第十一条第三項第三号において同じ
。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準
ずるもの）

二 「略」

2 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第四条第一項第二号の規定により全ての資金移動業等関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

〔二・三 略〕

3 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十五条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 「略」

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第九条及び第十条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 「略」

五 役員が法第九十九条第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六 「略」

二 「同上」

2 「同上」

一 第三条第一項第二号の規定により全ての資金移動業等関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

〔二・三 同上〕

3 「同上」

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十四条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 「同上」

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 「同上」

五 役員が法第九十九条第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六 「同上」

七 紛争解決委員（準用銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十三条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十五条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八 役員等が、暴力団員等（準用銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十五条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九 〔略〕

第七条～第十七条 〔略〕

別紙様式（第16条関係）

（日本産業規格 A 4）
年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期
（年 月 日から
年 月 日まで）

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号 ）
所在地

七 紛争解決委員（準用銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十二条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十四条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八 役員等が、暴力団員等（準用銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十四条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九 〔同上〕

第六条～第十六条 〔同上〕

別紙様式（第15条関係）

（日本産業規格 A 4）
年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期
（年 月 日から
年 月 日まで）

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号 ）
所在地

<p style="text-align: center;">電話番号（ ） — 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 印 目 次</p> <p>[1～13 略] (記載上の注意) [1・2 略] [1～13 略]</p>	<p style="text-align: center;">電話番号（ ） — 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 印 目 次</p> <p>[1～13 略] (記載上の注意) [1・2 同左] [1～13 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第二十五条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令(平成二十四年内閣府令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>〔第一章〜第三章 略〕</p> <p>第四章 取引情報蓄積機関（<u>第十一条の二</u>―<u>第二十一条</u>）</p> <p>第五章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）</p> <p><u>第十一条の二</u> 法第百五十六条の六十七第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第十二条 法第百五十六条の六十八第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 役員（法第百五十六条の六十七第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号、第十四条、第十七条第二項第四号及び第十八条第四号において同じ。）が法第百五十六条の六十七第一項第四号イに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面及び役</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>〔第一章〜第三章 同上〕</p> <p>第四章 取引情報蓄積機関（<u>第十二条</u>―<u>第二十一条</u>）</p> <p>第五章 〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第十二条 〔同上〕</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 役員（法第百五十六条の六十七第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号、第十四条、第十七条第二項第四号及び第十八条第四号において同じ。）が法第百五十六条の六十七第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍</p>

<p>員が同号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>〔六〇九 略〕</p>	<p>を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>〔六〇九 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(仮想通貨交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第二十六条 仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第六条 法第六十三条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 取締役等が法第六十三条の五第一項第十号ロに該当しない旨の官公署の証明書(当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書)又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十八 略〕</p> <p>(財産的基礎等)</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>2 法第六十三条の五第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 取締役等が法第六十三条の五第一項第十号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書)又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十八 同上〕</p> <p>(財産的基礎)</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

別紙様式第4号（第6条、第11条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

居 住 地

氏 名

（通称名）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第63条の5第1項第10号ロに該当しないことを誓約します。

（記載上の注意）

[略]

別紙様式第4号（第6条、第11条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

居 住 地

氏 名

（通称名）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第63条の5第1項第10号イ及びロに該当しないことを誓約します。

（記載上の注意）

[同左]

備考 第63条の5第1項第10号ロに該当しないこと

附 則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。